

社会福祉法人西海市社会福祉協議会 監事監査規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会（以下「法人」という。）の監事が行う、法人の理事の職務の執行に対する監査、法人の業務に対する監査及び法人の財産の状況に対する監査（以下「監査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(監事の責務)

第2条 監事は、法人運営に関する理解を深め、広く知識の習得に努めるとともに、法人の適正かつ健全な運営に資するよう、細心の注意をもって監査に臨まなければならない。

2 監事は、事実の調査、認定及び意見の表明を行うにあたっては、常に公正な態度をもって臨むとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(監査の種別)

第3条 監査の種別は、定期監査、決算監査及び随時監査とする。

2 定期監査は、毎会計年度において、あらかじめ時期と内容を定めて行う監査（決算監査を除く。）をいう。

3 決算監査は、毎会計年度終了後3月以内に開かれる、決算理事会及び定時評議員会に先立って行う監査をいう。

4 随時監査は、定期監査及び決算監査以外で、監事が必要と認めるときに行う監査をいう。

(定期監査及び随時監査)

第4条 定期監査の実施にあつては、毎会計年度において、監事が日程及び内容を定めた実施計画を作成し、会長に提出するものとする。

2 随時監査は、監事が必要と認めるときに、適宜日程及び内容を定めて行うことができるものとする。

3 会長は、定期監査及び随時監査の実施に協力しなければならない。ただし、特別の事情により対応が困難である場合は、延期又は内容の変更を求めることができる。

(決算監査)

第5条 決算監査は、会計年度ごとの計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書について、受領を受けた日から4週間以内の間において、十分な時間をかけて行うものとする。

2 決算監査は、理事の職務の執行や法人の業務及び財産の状況にかかる全般について行い、事業報告書案及び決算報告書案が適正に作成されているかを

検査するものとする。

3 会長は、決算監査が適正かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(監査の実施通知)

第6条 監事は、監査を行うにあたり、次に掲げる事項等を会長に通知する。

ただし、監査の実施に支障がない場合は通知を省略することができる。

(1) 監査の日時及び場所

(2) 監査の種別及び内容

(3) 出席を求める者

(4) 準備すべき書類

(監査結果の報告)

第7条 監事は、監査の終了後、監査報告書を作成する。

2 監査報告書には、次に掲げる事項等を記載するものとする。

(1) 監査の方法及びその内容

(2) 監査意見

(3) 追記情報

(4) 監査報告を作成した日

3 監事は、監査種別に応じて、監査報告書を次の者に提出する。

(1) 定期監査又は随時監査 会長

(2) 決算監査 理事会、評議員会及び所轄庁

4 監事は、理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を認めたときは、前項第1号の規定にかかわらず、理事会及び評議員会に報告しなければならない。

5 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

6 監事は、第4項の報告をするために必要があるときは、会長に対して理事会の招集を請求する。

(是正又は改善)

第8条 会長は、監査の結果に是正又は改善をすべき事項がある場合、必要に応じて理事会で是正又は改善の方策を審議し、適切な対応を執らなければならない。

2 会長は、是正又は改善した結果を監事に報告しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事の意見を徴した上で会長が定める。

附 則

この規程は、令和3年6月9日から施行する。

様式例（第6条関係）

監査実施通知書

年 月 日

社会福祉法人西海市社会福祉協議会

会長 ▲▲ ▲▲ 様

社会福祉法人西海市社会福祉協議会

監事 ●● ●● 印

監事 ■■ ■■ 印

社会福祉法第45条の18、社会福祉法人〇〇会定款第〇〇条及び社会福祉法人〇〇会
監事監査規程に基づき、下記のとおり監査を実施します。

記

- 1 日時 : 年 月 日 () 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇
- 2 場所 :
- 3 監査の種別 :
- 4 監査の内容 :
- 5 出席を求める者 :
- 6 準備すべき書類 :

様式例（第7条関係）

監査報告書

年 月 日

社会福祉法人西海市社会福祉協議会

会長 ▲▲ ▲▲ 様

社会福祉法人西海市社会福祉協議会

監事 ●● ●● 印

監事 ■■ ■■ 印

私たち監事は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの〇年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

(別表) 監事監査重点項目

事 項		監 事 意 見
法人の組織運営状況 (規程、役員・理事会・評議員会)		
法人の組織運営状況 (人事・労務管理)		
事業(活動)状況、 施設・事業の運営管理状況		
福祉サービスの質の向上の ための取組状況		
社会福祉充実計画の 作成・実施の状況		
法 人 及 び 事 業 の 会 計 状 況	会計帳簿の状況	
	予算の編成状況	
	出納・財務の状況	
	契約状況 (契約方法、入札方法)	
	資産の管理状況	
	経理区分間及び会計単 位間の資金異動状況	
	決算書類の作成状況	
	法人の財務状況等	
その他		

(注) 監事意見欄は、監事監査チェックシート等による確認結果に基づき、区分ごとに「適正である」「概ね適正である」「〇〇の処理が、〇〇となっており、〇〇規程〇〇条に違反しているのでは是正されたい。」(是正又は改善を要する点は具体的に記載)等の意見を記載する。

様式例（第8条関係）

年 月 日

社会福祉法人西海市社会福祉協議会

監事 ●● ●● 様

監事 ■■ ■■ 様

社会福祉法人西海市社会福祉協議会

会長 ▲▲ ▲▲ 印

監事監査における指摘事項の是正・改善状況について

年 月 日付の監査報告書で指摘を受けた事項について、是正・改善状況を別紙のとおり報告します。

別紙

監事監査指摘事項にかかる是正・改善状況

指摘事項	是正・改善措置の状況

(注) 是正又は改善状況が確認できる資料を適宜添付すること。